

付 議 第 1 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成26年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること。

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「10年以内」を「15年以内」に、「(第1号及び第2号)を「(第1号から第3号まで」に改め、同項第1号中「月額 410,900円」を「月額 412,200円」に改め、同項第2号中「月額 66,900円」を「月額67,100円」に改め、同項第3号中「月額 3万円」を「月額5万円」に改め、同項第4号中「月額 2,500円」を「月額2,500円」に改める。

第11条の3中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第19条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第23条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第23条の5中「、第13条の3及び第23条の2」を「及び第13条の3」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第11号及び第13号」を「及び第11号」に、「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第3条第1項第2号、第2号の3、第4号、第4号の2、第11号及び第13号の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条」に、「以下」を「同条例第5条第1項の規定により適用する次条において」に、「100分の153」を「100分の160.5」に改める。

第6条第5項中「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）」に、「以下」を「同条例第6条第4項の規定により適用する次条において」に改める。

第7条中「管理規程」を「企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「「次条において」を「「以下」に、「同条例第5条第1項の規定により適用する次条において」を「以下」に、「100分の138」を「100分の149」に、「100分の160.5」を「100分の149.5」に改める。

第6条第5項中「第12条の2中「次条において」を「第12条の2第1項中「以下」

に、「同条例第6条第4項の規定により適用する次条において」を「以下」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条」を「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)第5条」に、「以下」を「同条例第6条第1項の規定により適用する次条において」に、「100分の153」を「100分の160.5」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「次条において」を「以下」に、「同条例第6条第1項の規定により適用する次条において」を「以下」に、「100分の138」を「100分の149」に、「100分の160.5」を「100分の149.5」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「次条において」を「以下」に、「休日等」を「休日等(次項において「週休日等」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条中「、第7条の2」を削り、「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条から第6条の5まで、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表4の項中「6,400円」を「8,000円」に改める。

第20条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第

2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第21条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

第23条の3中「、第16条の3及び第21条の2」を「及び第16条の3」に改める。

第10条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第13条の4中「、第12条の2」を削る。

第19条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内にお

いて人事委員会規則で定める額

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第12条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定、第4条及び第6条の規定、第9条中公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項及び第23条第2項の改正規定並びに第11条中警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

2 第9条の規定（公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は平成26年10月1日から、第1条の規定（職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（同項において「改正後の職員の条例」という。）、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）、第9条の規定（公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（同項において「改正後の公立学校職員の条例」という。）及び第11条の規定（警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の警察職員の条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

3 第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、同条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合におい

ては、第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

- 5 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第11条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する職員の給与に関する条例（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、公立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
職員の給与に関する条例第11条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
職員の給与に関する条例第23条の2第2項、公立学校職員の給与に関する条例第21条の2第2項及び警察職員の給与に関する条例第12条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会規則等への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 8 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条の表中

「

一般職員給与条例 第23条の5、学校 職員給与条例第23 条の3及び警察職 員給与条例第13条 の4	再任用職員	任期付短時間勤務職員
---	-------	------------

」

を

「

一般職員給与条例 第23条の5	及び第13条の3の 規定は、再任用職 員	、第13条の3及び第23条の2の規定 は、任期付短時間勤務職員
--------------------	----------------------------	------------------------------------

」

に、

「

学校職員給与条例 第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の 育児休業等に関する条例第20条の規定 により読み替えられた第2項に規定す る7時間45分に達するまでの間の勤務 に係る時間である場合にあつては、第 19条に規定する勤務1時間当たりの給 与額に100分の150（その時間が午後10 時から翌日の午前5時までの間である 場合は、100分の175）から100分の100 （その時間が午後10時から翌日の午前 5時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額と する
---------------------	------	--

」

を

<p>学校職員給与条例 第18条第5項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が職員の 育児休業等に関する条例第20条の規定 により読み替えられた第2項に規定す る7時間45分に達するまでの間の勤務 に係る時間である場合にあっては、第 19条に規定する勤務1時間当たりの給 与額に100分の150（その時間が午後10 時から翌日の午前5時までの間である 場合は、100分の175）から100分の100 （その時間が午後10時から翌日の午前 5時までの間である場合は、100分の 125）を減じた割合を乗じて得た額と する</p>
<p>学校職員給与条例 第23条の3</p>	<p>及び第16条の3の 規定は、再任用職 員</p>	<p>、第16条の3及び第21条の2の規定 は、任期付短時間勤務職員</p>
<p>警察職員給与条例 第13条の4</p>	<p>第13条の2及び前 条の規定は、再任 用職員</p>	<p>第12条の2、第13条の2及び前条の規 定は、任期付短時間勤務職員</p>

に改める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成26年12月期及び平成27年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第23条及び警察職員の給与に関する条例第22条関係）

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成26年度			平成27年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
		勤勉手当	月 0.65	月 0.65	月 1.30	月 0.65	月 0.75	月 1.40	月 0.70	月 0.70	月 1.40
		計	月 1.85	月 2.00	月 3.85	月 1.85	月 2.10	月 3.95	月 1.90	月 2.05	月 3.95
	特定幹部職員	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15
		勤勉手当	月 0.85	月 0.85	月 1.70	月 0.85	月 0.95	月 1.80	月 0.90	月 0.90	月 1.80

		計	月 1.85	月 2.00	月 3.85	月 1.85	月 2.10	月 3.95	月 1.90	月 2.05	月 3.95
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375
		勤勉手当	月 0.325	月 0.325	月 0.65	月 0.325	月 0.375	月 0.70	月 0.35	月 0.35	月 0.70
		計	月 0.965	月 1.06	月 2.025	月 0.965	月 1.11	月 2.075	月 0.99	月 1.085	月 2.075
	特定幹部職員	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175
		勤勉手当	月 0.425	月 0.425	月 0.85	月 0.425	月 0.475	月 0.90	月 0.45	月 0.45	月 0.90
		計	月 0.965	月 1.06	月 2.025	月 0.965	月 1.11	月 2.075	月 0.99	月 1.085	月 2.075
特定任期付職員	期末手当	月 1.38	月 1.53	月 2.91	月 1.38	月 1.605	月 2.985	月 1.49	月 1.495	月 2.985	
任期付研究員	期末手当	月 1.38	月 1.53	月 2.91	月 1.38	月 1.605	月 2.985	月 1.49	月 1.495	月 2.985	

(2) 初任給調整手当の改定（職員の給与に関する条例第9条の2関係）

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を412,200円（現行 410,900円）に引き上げること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を67,100円（現行 66,900円）に引き上げること。

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を5万円（現行 3万円）に引き上げ、支給期間を採用の日から15年以内の期間（現行 採用の日から10年以内の期間）に延長すること。

(3) 地域手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対して支給する地域手当の支給割合を100分の16(現行 100分の15)に引き上げること。(職員の給与に関する条例第11条の3及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項関係)

(4) 管理職員特別勤務手当の改定

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該特定管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することとする。 (職員の給与に関する条例第19条の2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の2、公立学校職員の給与に関する条例第20条の2及び警察職員の給与に関する条例第19条の2 関係)

(5) 単身赴任手当の改定

単身赴任手当の月額を3万円(現行 23,000円)に引き上げるとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を7万円(現行 45,000円)に引き上げること。(職員の給与に関する条例第23条の2、公立学校職員の給与に関する条例第21条の2及び警察職員の給与に関する条例第12条の2 関係)

(6) 再任用職員に対する単身赴任手当の支給

再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。 (職員の給与に関する条例第23条の5、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条、公立学校職員の給与に関する条例第23条の3及び警察職員の給与に関する条例第13条の4 関係)

(7) 公立学校職員の教員特殊業務手当の改定

公立学校職員に対して支給する特殊勤務手当のうち非常災害時等の緊急業務等に従事した職員に対する教員特殊業務手当の支給日額の限度額を8,000円(現行 6,400円)に引き上げること。(公立学校職員の給与に関する条例第16条関係)

(8) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(1)の平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに2の(7)は公布の日から施行し、2の(7)は平成26年10月1日から、2の(1)の平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定する職にある職員には、管理職手当を支給することができる。

2 略

（初任給調整手当）

第12条の2 略

（扶養手当）

第13条・第14条 略

（住居手当）

第14条の3 略

（へき地手当）

第15条 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 略

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定する職にある職員には、管理職手当を支給することができる。

2 略

（初任給調整手当）

第12条の2 略

（扶養手当）

第13条・第14条 略

（住居手当）

第14条の3 略

（へき地手当）

第15条 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 略

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～3 略	略
4 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊業務手当）	1日当たり <u>8,000円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
5 略	略
備考 非常災害時の緊急業務に従事する職員が人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非常災害の際に人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務に従事した場合の特殊勤務手当の額は、4の項の右欄の人事委員会規則で定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（特地勤務手当等）

第16条の2・第16条の3 略

（管理職員特別勤務手当）

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1～3 略	略
4 非常災害時等の緊急業務、修学旅行、林間・臨海学校等における指導業務、対外運動競技等における指導業務、学校の管理下に行われる部活動の指導業務及び入学試験における監督等の業務に従事した職員の特殊勤務手当（教員特殊業務手当）	1日当たり <u>6,400円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
5 略	略
備考 非常災害時の緊急業務に従事する職員が人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非常災害の際に人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務に従事した場合の特殊勤務手当の額は、4の項の右欄の人事委員会規則で定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。	

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（特地勤務手当等）

第16条の2・第16条の3 略

（管理職員特別勤務手当）

第20条の2 第12条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関

第20条の2 第12条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次条において「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関

し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(単身赴任手当)

第21条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮

し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(単身赴任手当)

第21条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下この項において「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮

して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若

して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若

しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第23条の3 第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第23条の3 第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3及び第21条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

新 旧 対 照 表 (第10条関係)

新
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当

旧
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当

基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額
3～5 略

基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額
3～5 略

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 14 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例（以下「公立学校職員の条例」という。）の一部を改正し、教職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものである。

2 主な改正の内容

(1) 期末手当及び勤勉手当（引き上げは勤勉手当のみ）

ア 一般の教職員の年間支給月数を 3.85 月から 3.95 月（+0.10 月）とする。

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 1 号〕

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 1.20	期末手当 1.35	期末手当 2.55
		勤勉手当 0.65	勤勉手当 0.65	勤勉手当 1.30
		計 1.85	計 2.00	計 3.85
改 正 後	平成26年度	期末手当 1.20 勤勉手当 0.65 計 1.85	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.75</u> 計 <u>2.10</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.40</u> 計 <u>3.95</u>
	平成27年度以降	期末手当 1.20 勤勉手当 <u>0.70</u> 計 <u>1.90</u>	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.70</u> 計 <u>2.05</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.40</u> 計 <u>3.95</u>

イ 再任用職員の年間支給月数を 2.025 月から 2.075 月（+0.05 月）とする。

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 2 号〕

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 0.640	期末手当 0.735	期末手当 1.375
		勤勉手当 0.325	勤勉手当 0.325	勤勉手当 0.650
		計 0.965	計 1.060	計 2.025
改 正 後	平成26年度	期末手当 0.640 勤勉手当 0.325 計 0.965	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.375</u> 計 <u>1.110</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.700</u> 計 <u>2.075</u>
	平成27年度以降	期末手当 0.640 勤勉手当 <u>0.350</u> 計 <u>0.990</u>	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.350</u> 計 <u>1.085</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.700</u> 計 <u>2.075</u>

(2) 管理職員特別勤務手当〔公立学校職員の条例第 20 条の 2〕

校長等の管理職員が、災害への対処等の臨時・緊急の必要により、平日の午前零時から午前 5 時までの間に勤務した場合、当該勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で管理職員特別勤務手当を新たに支給する。

(3) 単身赴任手当

ア 支給額を引き上げる。〔公立学校職員の条例第 21 条の 2〕

基礎額 23,000 円 → 30,000 円
 加算額の限度 45,000 円 → 70,000 円

イ 再任用職員に単身赴任手当を新たに支給する。〔公立学校職員の条例第 23 条の 3〕

再任用職員に支給されない手当

(現行)

(改正案)

初任給調整手当	初任給調整手当
扶養手当	扶養手当
住居手当	住居手当
へき地手当	へき地手当
へき地手当に準ずる手当	へき地手当に準ずる手当
特地勤務手当	特地勤務手当
特地勤務手当に準ずる手当	特地勤務手当に準ずる手当
<u>単身赴任手当</u>	

(4) 特殊勤務手当〔公立学校職員の条例第 16 条〕

特殊勤務手当の教員特殊業務手当について、1 日当たりの限度額を引き上げる。

1 日当たりの限度額 6,400 円 → 8,000 円

区 分	現 行	改 正 案
非常災害時の児童生徒の保護等業務	6,400円	8,000円
激甚災害の場合(100分の100を加算)	12,800円	16,000円
児童生徒の救急業務	6,000円	7,500円
児童生徒の緊急補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等の引率指導業務	3,400円	4,250円
対外運動競技等の引率指導業務(泊を伴う)	3,400円	4,250円
〃 (週休日等)	3,400円	4,250円
入学試験の監督採点等業務	900円	
部活動指導業務(4時間以上)	2,400円	3,000円
〃 (2時間以上4時間未満)	1,200円	1,500円

3 施行期日等

(1) 2 (1) の表中の「平成 26 年度」については、公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

2 (1) の表中の「平成 27 年度以降」については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 2 (2) 及び (3) については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 2 (4) については、公布の日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。